

Chamber of commerce utilization.



地域事業課
新河戸 理恵

商工会議所

活用術

PART1

MADE IN JAPAN を証明する「原産地証明」

原産地証明ってなに？

地域事業課の新河戸です。今回は原産地証明書についてご案内します。

原産地証明とは、貨物の原産地、つまり貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明することです。原産地証明書はその真实性を保証するために、輸出地の商工会議所もしくは官庁、輸出国所在の輸入国領事館などが証明する書類です。

原産地証明書には一般原産地証明書と特定原産地証明書（EPA）の2種類があり、発給の目的や対象国、発給に係る手続きが異なります。当所は、一般原産地証明、特定原産地証明（EPA）の両方の発給できる機関です。

一般原産地証明書とは？

輸入国の法律や規則に基づいた要請や、契約や信用状の要求により発給を行うことが一般的です。また、輸出する際、どの国、地域においても発給できます。

発給に係る手数料等は、当所会員事業所の場合、会員価格となりお得です。

特定原産地証明書とは？

関税の減免を目的に発給を行うことが一般的です。現在、日本と経済連携を結んでいる14か国・地域（メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）に輸出する際にのみ発給が可能です。

発給の手料は、申請の産品数により異なります。県内で当証明書の発給を行っているのは福井商工会議所のみです。

貿易に関する

その他サービスについて

当所では、原産地証明書以外にも貿易に関するサービスも行っています。

一つ目が、ジェトロ福井と連携して行っている「貿易実務講座」です。貿易の仕組みにつ

て、レベルに応じて学べます。初めて貿易業務に携わる方から、長年携わっている方まで幅広い方におすすめの講座です。二つ目として、輸出した製品が原因で発生する海外での事故に対応可能な「海外PL保険」を取り扱っています。会員事業所の場合、割引があります。また原産地証明をはじめ、貿易関係のご相談は左記までご連絡下さい。



お問い合わせ先
福井商工会議所 地域事業課

（申請受付 8時30分～17時）
TEL 0776(33)8253